

**鳥取県選挙管理委員会告示第34号**

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、27,654,500円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次